

令和7年7月31日

(鹿児島市内に所在する介護保険施設・事業所を除く)

介護保険施設・サービス事業所の管理者 様

(介護予防) 居宅サービス事業所の管理者 様

(医療みなし指定事業者を含む)

鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和7年度介護保険施設等の集団指導について（通知）

貴施設・事業所におかれましては、介護保険法（以下「法」という。）及び運営基準等に基づき、要介護者等に対し介護サービスを適正に提供されているものと存じます。

県においては、法第24条に基づき、介護保険施設等における介護保険制度の理解やサービスの質の向上を図り、かつ、適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを目的に、介護保険施設等に対する集団指導を実施しておりますが、今年度も昨年度と同様、県ホームページに掲載した説明動画等を視聴することにより開催することとしました。

各施設・事業所におかれましては、県ホームページに掲載される説明動画の視聴及び資料の確認をしてくださるようお願いします。

また、集団指導受講後は、施設・事業所ごとに、下記の「県電子申請・共同運営システム」フォームにより必要事項をご記入の上、令和7年10月31日（金）までに、報告してくださいようお願いします。

なお、貴法人内で他に介護サービス事業を実施している場合（医療みなし指定を含む）は、お手数ですが、各事業所へ周知してくださるようお願いします。

記

1 資料等の主な内容

- (1) 人員基準、設備基準及び運営基準等について
介護給付費の算定及び取扱いについて
- (2) 業務管理体制の整備について
- (3) 高齢者虐待防止について
- (4) その他

2 説明動画・資料等の掲載

※鹿児島県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 令和7年度介護保険施設等集団指導
関係

3 視聴・確認後の「確認証及びアンケート」の提出方法について

「鹿児島県電子申請共同運営システム」（下記アドレス）により、各施設・事業所ごと
に令和7年10月31日（金）までに報告してください。

アドレス：<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=fneGQeqv>

【問合せ・提出先】

高齢者生き生き推進課 介護保険室

事業者指導係

担当：久保下、肥田木

TEL:099-286-2678

E-mail:k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp